

東京の個別指導後の措置 2件に1件が「再指導」

協会が関東信越厚生局(以下、「厚生局」)に開示請求をしていた東京都内における「平成二十三年年度個別指導実施状況報告書」(以下、「報告書」)が開示された。その報告書には、平成二十三年年度に行う個別指導(以下、「指導」)の対象医療機関の選定件数、実際に指導を行った実施件数およびその内訳や指導後の措置が報告されている。

高点数指導の選定・実施件数が全体の5割超

その報告書から、二十三年度の指導は、三百七十一件の医療機関が選定され、二百二十件に対し実施されたことがわかった(表1)。

その内訳は、患者や保険者などからの情報提供を理由に二十三年度が選定され、九件に実施、前の指導の措置が「再指導」であった医療機関への指導では四十八件が選定され三十八件に実施、高点数を理由とした指導(以下、「高点数指導」)では二百九十八件が選定された。

表1 平成23年度個別指導実施状況 ※ () …選定医療機関数

	保険医療機関数	情報提供	再指導	高点数	その他	合計
医科	病院	606	6 (6)	2 (4)	0 (6)	1 (10)
	診療所	10,345	34 (34)	26 (26)	8 (321)	0 (2)
	計	10,951	40 (40)	28 (30)	8 (327)	1 (12)
歯科	10,093	19 (23)	38 (48)	61 (298)	2 (2)	120 (371)
薬局	5,572	20 (14)	47 (47)	70 (189)	1 (0)	138 (250)
訪問看護	570	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	27,186	79 (77)	113 (125)	139 (814)	4 (14)	335 (1030)

表2 平成24年度個別指導計画件数 ※ () …選定医療機関数

	保険医療機関数	情報提供	再指導	高点数	その他	合計
医科	病院	611	0 (0)	6 (6)	0 (7)	1 (1)
	診療所	10,434	7 (7)	42 (42)	9 (347)	2 (2)
	計	11,045	7 (7)	48 (48)	9 (354)	3 (3)
歯科	10,134	4 (4)	54 (54)	92 (342)	6 (6)	156 (406)
薬局	5,677	4 (0)	33 (33)	132 (189)	1 (1)	170 (223)
訪問看護	609	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	27,465	15 (11)	135 (135)	233 (885)	10 (10)	393 (1041)

(注) その他：会計検査院の実地検査による指摘による個別指導、監査結果が戒告・注意であった保険医療機関への個別指導などを言う

指導などが二件選定され二件に実施された。

過去をみれば、二十一年度は七十三件が選定され七十三件に実施、二十二年度は二百四十件が選定され百九件に実施されている。二十二年年度以降は選定件数と実施件数に大きな乖離が見られ、二十三年年度では、選定件数の三二%にしか実施されていない。

これは、高点数指導において、実施件数が選定件数を大きく下回っていることに起因し、そもそも指導計画が小泉構造改革の最中に

出された骨太の方針にある「指導を三倍にする」に基づき作成されており、指導計画そのものが実態に則していないことが要因である。

また、高点数指導を実際に受けた医療機関で平均点数が一番低いものは、本格的に高点数指導が始まった二十二年年度では二千三百八十一件、二十三年年度は二千四百、二十四年度(予定)は千九百十一件であることが、同時に開示した資料から推測される。

いずれにしろ、二十二年年度以降、高点数指導の選定や実施件数が全体の五割を超えており、指導の中心が高点数指導にあり、この影響で平均点数も下がっている。

情報提供の一覧も初めて開示 今年度はすでに32件に

また、新たな資料として患者や保険者などからの歯科での「情報提供」の一覧が開示された。

これは、厚生局東京事務所に、患者などから架空請求や付増請求などの不正が疑われるもの、歯科医師でない者の歯科治療や混合診療などを疑う通報をまとめたもの。

二十二年度は七十三件の通報があり、不正請求に係るものが四十件を占めた。二十三年度は八十七件中六十一件、二十四年度では、四月一日から五月十日までの間に、すでに三十三件の通報が寄せられ二十三年が不正にかかるもので、

目別の領収書発行の義務化、各点数がわかる明細書発行の推進、こと細かく解説された医療費通知の送付の他にインターネットからも医療情報や歯科治療の内容、治療費などの情報が患者は簡単に得られる環境にあることが考えられる。

現在の指導は、高点数指導が中心だが、これらの情報により指導の必要性

指導後措置では再指導が最多

また、二十三年年度に実施された指導後の措置では、指導が中断となっている十件を除く百十件では、「概ね妥当」が一件、「経過観察」が四十九件、「再指導」が五十九件、「要監査」が一件であった。

特筆すべきは「再指導」の多さで全体の五三・六%を占める。他県と比べても、千葉県は三六・六%、神奈川県が一九・四%、埼玉が四・九%、東京の医科では、三五・三%であり、東京の歯科が群を抜いている。

高点数サイクルに乗ると 抜け出せない

東京では二十二年年度より、集団的個別指導後の翌年度も「高点数」である医療機関に対し個別指導が実施されてきた。

厚労省は「高点数が悪いというのではなく、指導の選定方法の手段として高点数に重点を置いている」と回答してきたが、今の指導が医療費抑制策であることは、誰の目からも明らかである。

高点数指導のサイクルに乗ると、患者数や診療内容

「高点数指導を廃止させる」

改めて東京歯科保険医協会は声をあげる。「高点数指導を廃止させる」。

高点数指導を廃止させる



厚生局東京事務所